

主務省令案の主な改正内容 (パブリックコメントにおける主務省令概要版より)

担当省		環境省	経済産業省		林野庁	国土交通省	防衛省
事業種		廃棄物処分場	中小企業基盤整備機構が行う宅地造成	発電所	林道	道路、鉄道、飛行場、土地区画整理、ダム、埋立・干拓	飛行場
配慮書手続に関する主な規定	複数案の形態	位置・規模又は配置・構造	位置・規模又は配置・構造	構造・配置又は位置・規模	位置・規模又は配置・構造	おおむねの位置等	おおむねの位置・規模
	対象事業を実施しない案の取扱い	合理的であると認められる場合は複数案に含めるよう努める	現実的である限り複数案に含めるよう努める	(記述なし)	現実的である限り複数案に含めるよう努める	現実的である限り複数案に含めるよう努める	現実的である限り複数案に含めるよう努める
	工事中の影響	(記述あり)	(記述あり)	(記述あり)	(記述あり)	(記述なし)	(記述なし)
	意見聴取の基本的な方法	・「配慮書の案」で意見聴取するよう努める ・その場合、一般、自治体の順とするよう努める	・「配慮書の案」で意見聴取するよう努める ・その場合、一般、自治体の順とするよう努める	「 <u>配慮書案</u> 」で意見を求める場合は、一般、自治体の順とするよう努める	・「配慮書の案」で意見聴取するよう努める ・その場合、一般、自治体の順とするよう努める	(「案」を優先する規定なし。 <u>意見聴取の順序についても規定なし</u> )	(「案」を優先する規定なし。 <u>意見聴取の順序についても規定なし</u> )
	多段階の意見聴取	多段階の意見聴取に努める	多段階の意見聴取に努める	(記述なし)	多段階の意見聴取に努める	(記述なし)	(記述なし)
意見聴取の期間	一般 30 日以上、自治体 60 日以上の適切な期間	一般 30 日、自治体 60 日を原則とし、適切な期間	一般 30 日、自治体 60 日を原則とし、適切な期間	一般 30 日、自治体 60 日を原則とし、適切な期間	(記述なし)	(記述なし)	
第二種事業の判定基準		判定に当たり考慮すべき「重要な自然環境」の範囲に、「減少または劣化しつつある自然環境(里地里山等)」、「地域において重要な機能を有する自然環境(水質浄化機能を有する干潟等)」、「地域を特徴づける重要な自然環境(都市に残存する樹林地や緑地等)」を追加					
環境影響評価項目等選定指針	環境要素の変更	「騒音」を「騒音及び超低周波音」に変更	「騒音」を「騒音及び超低周波音」に変更	「騒音」を「騒音及び超低周波音」に変更	「騒音」を「騒音及び超低周波音」に変更	(記述なし)	(記述なし)
	ティアリング	調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集した情報及びその結果を最大限活用					
環境保全措置指針	事後調査及び保全措置について	事後調査の項目及び手法の選定、事後調査の終了の判断、並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断は、必要に応じ専門家の助言を受ける等により、客観的かつ科学的に行う					
報告書作成指針	報告書作成タイミング	工事が完了した段階で作成。講じた環境保全措置の効果を確認し、報告書に含めるよう努める					
参考項目・参考手法	温室効果ガス	「建設機械の稼働等からの排出」を追加	「建設機械の稼働等からの排出」を追加	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)
備考		ほぼ基本的事項どおり	ほぼ基本的事項どおり		ほぼ基本的事項どおり	・広範な事業種でPI <sup>注)</sup> の実績あり ・配慮書意見聴取についても、PIの方法を踏襲予定	飛行場(国交省)と規定を合わせる予定

※ 廃棄物最終処分場以外は、パブコメ概要版からの抽出であり、今後変更がありうる。

※ 太字・下線は、基本的事項と異なる部分。

注) パブリック・インボルブメント。計画づくりの初期の段階から関係する市民等に情報を提供して広く意見を聞きながら計画作りを進めていく市民参画手法。